# ◇平成29年度 横浜市磯子区社会福祉協議会 事業計画

# ◆ 基本理念

本会は、社会福祉法に規定された地域福祉推進のための団体として、「誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会をみんなでつくりだす」という活動理念に基づき、身近な福祉課題に地域の方々とともに取り組んで参ります。

# ◆ 事業方針

生活支援体制整備事業がスタートしたなかで、これまで地域包括ケアシステムの構築に向け、高齢者の社会参加を促した介護予防や生活を支援する地域づくりを目的に区役所や地域ケアプラザと連携し様々な地域活動の把握に努め地域支援の手法について検討してきました。平成29年度は三者の更なる連携を深め本事業や第3期磯子区地域福祉保健計画を推進し、高齢者に留まらない「身近な地域の支えあい」の活動を具体的に進めていきます。

昨年、社会福祉法が改正され社会福祉法人のガバナンスの強化に加え地域における 公益的な取り組み(地域貢献)が求められており、区域において本会が主導的に具体 的な取り組みを推進するとともに部会・分科会活動の活性化を図り会員組織としての 強化を図ります。

事業推進体制の強化として、福祉事業基金や寄付金等を有効に活用し必要な財源を確保します。また限られた人的体制のなかにおいては既存事業の見直しなど、更なる「事業の選択と集中」を図ります。

# ◆ 新規・重点取組事項

# I 生活支援体制整備事業の推進

## →事業計画体系図1

区役所、地域ケアプラザとの更なる連携を強化し高齢者の介護予防や生活支援に関する 支えあい活動を推進します。1層協議体を設置し区域での取り組みを検討します。また企 業や関係団体とのネットワークを構築します。

# Ⅱ 移動情報センター事業の推進

## →事業計画体系図6

移動情報センターの事業を推進するなかで、障害児者・高齢者の移動を含む生活に関する課題やニーズを把握し新たな支援につなげていきます。

# Ⅲ 社会福祉法人の支援(新規)

### →事業計画体系図8

本会の社会福祉法人会員のガバナンス強化や地域貢献に関する取り組みを支援します。また各部会・分科会のあり方を検討し活性化に向けた取り組みを推進します。

### IV

### →事業計画体系図6

貧困やひきこもりなど、子どもの支援に関しては顕在化してきた課題の解決に向けた新たな取り組みが必要です。市社協が受託する「地域における子どもの居場所づくりサポートモデル事業」を本会はモデル事業実施区として推進し、住民や関係機関・団体が主体となる活動を総合的に支援します。

## V 権利擁護の推進

### →事業計画体系図3

権利擁護事業については利用者が抱える課題が複雑化、多様化し困難事例が増えています。関係機関との連携を強化し必要な方への支援が届く取り組みを進めます。

# Ⅵ 災害ボランティアセンターの運営支援 →事業計画体系図 5

本会が事務局を担う「磯子区災害ボランティアネットワーク」と区役所、地域防災拠点と連携し発災時の磯子区ボランティアセンターの設置・運営や市災害ボランティア支援センターとの連携体制について検討します。

# Ⅲ 活動財源の有効な活用

## →事業計画体系図8

本会の活動財源として福祉活動基金や寄付金の有効な活用を図ります。またふれあい助成金制度の見直しを行います。

# Ⅲ 事業推進体制の強化

### →事業計画体系図1~8

本会の基本的な取り組みテーマである「身近な地域の支えあい」をすすめる活動や新規事業の推進、また新たな課題に取り組んでいくために、既存事業の見直し(事業の選択と集中)を進めます。実行にあたっては関係機関や団体との調整や協議・説明を充分に行います。

# 事業計画体系図

# 誰もが幸せに暮らせる まちをめざして

- 1 地域の支えあい活動の充実
- (1) 生活支援体制整備事業の推進
- (2)総合相談機能を活かした地域活動支援の推進
- (3) 地域ケアプラザとの連携強化
- (4) 各種ツールを活かした地域の支えあい活動の取組み
- 2 地区社協活動の推進支援
- 3 地域における権利擁護の推進 (1)権利擁護事業の実施

  - (2) 市民後見人バンク登録者の養成及び活動の支援
  - (3) 横浜市障害者後見的支援事業への支援
- 4 第3期区地域福祉保健計画 「スイッチON磯子」の推進
- 5 支援•確保
- **幅広い福祉保健人材の育成・** (1) 福祉人材の確保、区内福祉施設の周知
  - (2) 福祉教育(啓発)の推進
  - (3) イベントを通じた福祉啓発
  - (4) ボランティアセンターの運営
  - (5) ボランティア・市民活動の支援
  - (6) 災害ボランティアの支援
  - (7) 区福祉保健活動拠点(こすもす広場)の運営

6 福祉ニーズをもつ区民への支援 (1) 移動情報センター事業の実施

- (2) 送迎(外出支援) サービス事業の実施
- (3) 生活福祉資金の貸付
- (4) 交通遺児援護事業
- (5) 子どもへの支援
- (6) 障がい児・者への支援
- (7) 高齢者への支援
- (8) 災害被災者・行旅病人への支援

7 広報啓発事業の充実

- (1) 社会福祉大会の開催
- (2) 広報誌「福祉いそご」の発行、地域情報紙への掲載
- (3) ホームページの充実

8 会員活動の推進と運営基盤の強化 (1) 部会 (分科会) 活動の推進

- (2) 社会福祉法人の支援
- (3)会員の拡充
- (4) 適正な法人運営
- (5) 福祉基金等財源の有効活用

9 団体事務

- (1) 日本赤十字社神奈川県支部 横浜市地区本部磯子区地区委員会
- (2) 磯子区赤十字奉仕団
- (3) 神奈川県共同募金会磯子区支会
- (4) 磯子区更生保護協会
- (5) 磯子保護司会
- (6) 磯子区更生保護女性会
- (7) 磯子区遺族会

# 平成29年度 横浜市磯子区社会福祉協議会 事業計画

# 1 地域の支えあい活動の充実

単位:千円 (主な財源)

生活支援体制整備事業の推進をはじめ、区役所、地域ケアプラザ等と連携して地域の支えあい活動のより一層の充実を目指します。また、活動団体や活動者の支援、協働をすることで地域支援者のサポートも行います。

# (1)生活支援体制整備事業の推進

2 0 0 (市社協受託金)

昨年度より配置された地域生活支援コーディネーターを主に、「高齢者一人ひとりができることを大切にしながら暮らし続けるために、多様な主体が連携・協力する地域づくり」を目指し、区役所や地域ケアプラザ各職種、地区担当者等と連携しながら、各地区の実情にあった生活支援体制整備事業を推進します。

- ①1層協議体の開催
  - 本事業の目的の達成に向けて、区域の取組みの推進・検討や多様な活動者・支援者の連携の「場」として、区役所との共催で1層協議体を 開催します。
- ②生活支援コーディネーター連絡会、研修会の開催 月1回情報交換や連絡伝達等を目的に連絡会を開催します。また、生 活支援コーディネーターのスキルと資質向上のために研修会を実施し ます。

域支援へのスキルアップを目的とし「地域支援会議」を実施します。

③区社協内部での連携 区社協の各事業、地区担当で把握した課題を共有し、連携の強化と地

# (2)総合相談機能を活かした地域活動支援の推進

10,773 (市社協補助金) (共同募金配分金) (善意銀行)

日常業務の相談から特に個別生活課題の解決に向けた取り組みを進めます。

- ①いそごサロン事業助成金の実施 **《新規》** 
  - 「身近な地域の支えあい」「地域ぐるみの健康づくり」を推進するため、自治会町内会等にて開催されるサロン事業に助成します。
- ②いそごふれあい助成金事業の実施

区内の地域福祉や障がい福祉を推進する団体の活動を支援するため、 「市社協補助金」「共同募金配分金」「善意銀行寄託金」を財源とし た助成事業を実施します。また、今後も効果的な配分ができるよう 内容の見直し、検討を行い進めます。

- ○申込み受付(4月)
- ○区社協助成金等運営・配分委員会による審議(6月、11月他)
- ○助成決定団体への助成(7月)
- ○次年度申込み説明会の開催(3月)
- ③地域活動団体への支援
  - ○区ふれあい型配食サービス活動団体連絡会の開催(年3回)
  - ○区ボランティアグループ連絡協議会への参画(年12回)
  - ○区市民参加型福祉団体連絡会への参画(年4回)

# 50 (3)地域ケアプラザとの連携強化 (法人運営) 地域福祉推進のためには、地域ケアプラザとのより一層の連携が重要で す。地域包括支援センター3職種、地域活動交流コーディネーター、生活 支援コーディネーターの5職種と連携しながら共に地域支援に取り組みま ①地域ケアプラザとの連携を強化した地域福祉活動支援 ○地域活動交流コーディネーター連絡会の開催(年6回) ○地域活動交流コーディネーター研修会の開催(年1回) ○生活支援コーディネーター連絡会の開催(年12回) <再掲> ○生活支援コーディネーター研修会の開催(年1回) <再掲> ○区地域包括支援センター連絡会、所長会、地域ケア会議への参画 200 (4) 各種ツールを活かした地域の支えあい活動の取組み (市社協補助金) 地域の支えあい活動を推進する上で、地域の現状を把握するために、各 種ツールを用いて地域福祉を推進します。 ①区役所、地域ケアプラザ、区社協の多職種が連携した会議(みる・ きく・つなぐ連絡会、エリア会議)で作成したアセスメントシートの 活用 ②「地域支えあいマップ」研修の開催 ≪新規≫ 住民主体の地域の支えあい活動の一助とするため、区役所と共催で 「地域支えあいマップ研修」(仮称)を実施します。

# 2 地区社協活動の推進支援

単位:千円 (主な財源)

地区社協活動・運営へ各種助成金の配分や研修会等を通して支援します。 6, 748 ①地区アセスメントシート及び地区支援記録を作成するとともに、それ (市社協補助金) らを活用しながら区社協の地区別支援計画に取り組んでいきます。 (正会費) (共同募金配分金) ②地区社会福祉協議会分科会の開催(年4回) (参加費) ③地区社協全体研修会の実施(年2回) ④地区社協実務者勉強会の実施(年1回) ⑤地区社協活動の積極的なPR ○区社協広報紙「福祉いそご」への掲載(年2回) ○ホームページへの掲載(月1回) ⑥活動費の助成 ○地区社協活動運営費(1地区50,000円) ○区社協第4種(自治会・町内会)会員会費還元金(会費の50%) ○年末たすけあい募金配分金(前年度募金実績の5%を配分) ○共同募金配分事業「いそご地区社協事業助成金」

# 3 地域における権利擁護の推進

単位:千円 (主な財源)

金銭管理など権利擁護を必要とする方々が地域の中で安心して自分らしく生活するために、広く市民の理解と支えあいの体制づくりを支援します。 また、区や市あんしんセンターと連携し、市民後見人の育成と受任支援を行います。

# (1)権利擁護事業の実施

①あんしんセンターの運営

1, 000 (市社協受託金) (利用料) 等

高齢者や障がい者の生活や金銭管理などの権利擁護に関する相談に応じ、社会的支援が必要な人に対し、契約に基づく福祉サービス利用援助・定期訪問・金銭管理等を行い、日常生活での自立を支援します。

- ○権利擁護に関する相談
- ○福祉サービス利用援助、定期訪問・金銭管理サービスの実施
- ○預金通帳など財産関係書類等預かりサービスの実施
- ○適切なサービスのためのケース会議の開催
- ○横浜シニア大学や各団体定例会等での事業説明会(出前講座)の実施
- ②成年後見サポートネット等会議の参画 情報収集ならびに提供・研修・意見交換等を通じて関係機関との連携 を強化し、包括的な支援体制の構築を図ります。

# (2)市民後見人バンク登録者の養成及び活動の支援

市民後見人バンク登録者への活動支援として、成年後見サポートネットブロック分科会(※)や勉強会等の活動支援を行い、区役所並びに市あんしんセンターとともに受任に向けた体制づくりをサポートします。 ※市内を6エリアに分け、磯子区は中区、金沢区とブロックを構成

# (3)横浜市障害者後見的支援事業への支援

「磯子区障害者後見的支援室コネクト・ハート」と適宜、情報の共有を行い、事業の円滑な推進を支援します。

# 4 第3期区地域福祉保健計画「スイッチON磯子」の推進

単位:千円 (主な財源)

昨年度からの5か年計画である第3期計画について、区役所、地域ケアプラザとともに 推進に取り組みます。また、各地区で策定した地区別計画を基に地域と一緒に推進をして いきます。

「誰もが幸せに暮らせるまちを目指して」を基本理念に、区役所や地域ケアプラザ等と連携しながら推進していきます。

350 (区役所補助金) (法人運営)

- ①計画の冊子を区内に広く配布するほか、イベントや広報紙、ホームページ等を通じ、計画推進のPR活動を行います。
- ②区民を対象とした講演会を開催します。
- ③「身近な地域の支えあい」「地域ぐるみの健康づくり」を推進するため、自治会町内会等にて開催されるサロン事業に助成します。 <再掲>
- ④地区担当職員が中心となり、地区別計画の推進組織を支援します。 また、個別・地域支援を行う区役所、地域ケアプラザ、区社協の職員 を対象に「みる・きく・つなぐ地域支援研修」を実施し、スキルアップ 向上を図ります。(年1回)

# 5 幅広い福祉保健人材の育成・支援・確保

単位:千円 (主な財源)

地域における支えあいの必要性がますます高まることから地域で活動する担い手の発掘・養成を進めるとともに、将来につながる次世代の担い手育成を目的に高齢者や障がい者など当事者の方々等の力を借りながら、学校や企業等で地域における福祉教育を推進します。

また、深刻化している福祉関連業務を担う人材の確保や区内にある福祉施設の周知について、施設や事業所と協働して事業を推進します。

## (1)福祉人材の確保、区内福祉施設の周知

6 4 6 (会費)

福祉の仕事への理解促進を目的に、昨年度に引き続き南区、港南区、 磯子区の3区社協合同で「わかる!見つかる!ふくしの仕事」を開催し ます。

## (2)福祉教育(啓発)の推進

1, 013 (市社協補助金) (参加費) (利用料) (共同募金配分金)

- ①地域向け発達障がい理解の啓発
  - ○発達障がいについて、地域への理解促進のため、NPO法人夢・コミュニティ・ネットワークとの協働事務局として結成した「いそごキャラバン」による出前講座等を通じた啓発活動を推進します。
  - ○出前講座の内容検討等のため、毎月1回定例ミーティングを行います。
- ②企業等の地域貢献活動の支援
  - ○区社協が企業等と地域をつなぐ窓口・支援機関であることを企業や 地域団体等にPRします。
  - ○企業等に、地域貢献活動のひとつとして区社協事業への参加を積極 的に働きかけます。
- ③福祉学習の推進
  - ○区内の学校・地域・企業等からの相談に基づき、福祉教育プログラムの実施や情報提供などを行います。
  - ○区内小中高校の先生を集める機会を設け、福祉学習のPRや福祉施 設等に関する情報提供を行います。
- ④中学生・高校生へのボランティア体験の場の提供 特に夏休み等長期休暇に中学生及び高校生が福祉体験に参加できるよう情報提供を行います。
- ⑤福祉教育関連講座の実施 先生のための福祉講座(市社協・18区社協・市教育委員会共催)を実施 します。
- ⑥福祉教育機材の貸出 福祉教育機材として、アイマスク、車いす、高齢者疑似体験セット等 の貸し出しを行います。

## (3)イベントを通じた福祉啓発

誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進するために、障害理解やボランティア活動、地域福祉の啓発を目的とした事業を実施します。

## (4) ボランティアセンターの運営

①ボランティアセンター運営委員会の開催(年2回) 区社協が実施するボランティア活動推進事業に関わる計画策定、課題 解決に向けた検討などを行うとともに、区民ニーズに即したボランテ

イアセンターの適正な運営について協議します。

- ②ボランティア活動の調整
  - ○ボランティア・市民活動に関する相談調整、コーディネートを推進 します。
  - ○ボランティア情報を収集・整理し「ボランティアニード情報」を発行します。(4月、7月、10月、1月、臨時号として随時)
- ③相談窓口の充実

個人、団体、施設、学校、企業などからのボランティア活動全般に関わる相談に一つひとつ丁寧な対応を図っていきます。

④善意銀行の運営

善意銀行寄付金品の受け入れと配分を行います。

- ○地域の皆さまから寄せられた寄付金品を、寄付者のご意向に基づき、 地域福祉推進のため区内の地域福祉活動団体や障がい当事者団体等 へ適切に配分し、活用します。
- ○磯子区社会福祉大会にて寄託者の表彰式典を行います。
- ○善意銀行の機能や働き、受け入れと配分状況を広くPRします。

# (5)ボランティア・市民活動の支援

- ①移動支援に関わるボランティアの育成 ≪新規≫
  - ○移動支援に関わる人材育成を行います。
  - ○障がい児者のための外出支援ボランティア講座を実施します。
- ②「いそごオレンジボランティア」の推進 **≪拡充≫** 認知症サポーター養成講座受講者で、高齢者を支援するボランティアである「いそごオレンジボランティア」を推進します。 認知症高齢者の増加が見込まれる中で、高齢で認知症になっても地域で暮らすことができる体制づくりや地域活動者を増やす一助とします
- ③ボランティア活動の支援
  - ○個人・団体のボランティア活動を促進します。
  - ○区ボランティアグループ連絡協議会の定例会に参画し、連携強化と 活動への支援を図ります。
  - ○他機関と協働し、新たなボランティア発掘・養成を図ります。
  - ○ボランティア同士の横のつながりができるよう、各種講座および 交流会を開催します。
- ④磯子区役所との「いそご地域づくり塾(仮称)」の共同開催**≪新規≫**
- ⑤ボランティア活動保険・行事用保険等の加入を促進します。
- ⑥福祉用具の貸出(車いす、福祉体験用具等)
- ⑦ボランティア講座の開催

精神保健福祉ボランティア入門講座や、アンケートや相談を通じ、 ニーズに即した各種講座を開催すると共に、ボランティアの養成、 拡大、スキルアップを図ります。 (市社協補助金) (区受託金) 等

3. 300

493 (区受託金) (参加費)

(6)災害ボランティアの支援  災害時のボランティアセンターの円滑な立ち上げ及び運営につなげるため、区災害ボランティアネットワークの活動支援を行います。また、発災時に備え、区災害ボランティアネットワーク、区役所、区社協三者の更なる連携強化を図ります。 また、近隣区との連携を図り有事の際の相互支援 体制を構築します。 ○総会(年1回)、定例会(年12回)の実施 ○災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施(年1回) ○災害ボランティアに関する研修の開催(年1回) ○行政、区災害ボランティアネットワーク、区社協の三者会合の実施(年1回) ○横浜災害ボランティアネットワーク会議との連携 ○近隣区(港南区、金沢区、戸塚区、栄区)災害ボランティアネットワークとの合同会議の開催(年3回)	1 3 3 (市社協補助金) 等
(7)区福祉保健活動拠点(こすもす広場)の運営 ボランティアや市民活動団体に対して福祉保健活動の場を提供し、利用 調整会議の開催等を通じて、利用者の声を反映した運営を行います。 ○登録団体利用調整会議の実施 ○ボランティアセンターの運営 <再掲> ○貸室の稼働率向上を目指し、広報媒体を活用してPRします。 ○利用者へのボランティア等に関する情報提供を強化します。	16,066 (区受託金) (利用料)

# 6 福祉ニーズをもつ区民への支援

単位:千円 (主な財源)

福祉ニーズをもつ区民へ各種事業によるきめ細やかな支援を行うとともに、関係団体とのネットワークを活かした福祉ニーズへの支援体制の構築を図ります。また、生活困窮など制度の狭間にある個別課題にも対応し、区社協としてこれまで取り組んできた「身近な地域のつながり・支えあい活動推進事業」を活かし、全世代を対象とした地域福祉を推進します。

# (1)移動情報センター事業の実施

8,350(市受託金)

障がいのある方や高齢などで外出に困難を抱える方からの相談に応じて 関連機関と連携を図り、各サービス事業所等の情報提供や紹介、ガイドへ ルパー、ボランティアなどのコーディネートを行います。また、ガイドボ ランティア事務取扱団体として、横浜市ガイドボランティア事業の推進に 取り組みます。

- ○移動情報センター推進会議を開催し、関連機関等の外部委員とともに 情報を共有し、必要な事項の協議を行います。(年4回程度)
- ○移動支援に関わる人材育成、確保につながる講座などを実施します。 <再掲>

# (2)送迎(外出支援)サービス事業の実施

8, 385 (市社協受託金)

横浜市福祉有償移動サービス運営指針に基づき、適正な「送迎サービス事業」を実施します。

- ○公共交通機関の利用が困難な高齢者や障がい児・者等を対象に、道路 運送法を遵守し、ボランティアの協力による送迎サービス事業を行い ます。
- ○運転ボランティアが安全かつ安心な運転を実施できるよう、研修会を 実施します。(年2回)
- ○運転ボランティア連絡会に参画します。(年12回)

# (3) 生活福祉資金の貸付

3, 898 (県社協受託金)

- ○低所得者や高齢者、障がい者からの相談に応じ、資金の貸付、活用できる制度やサービスの情報提供により、一人ひとりのニーズに合わせた世帯の自立を促します。
- ○償還延滞者ケースの実態把握に努め、地域での支援も含めた多角的な 視点を持って、償還指導を行います。
- ○行政との定期的な会議を設けるなど、連携の強化を図ります。
- ○貸付の相談でつながらないケースについて、フードバンク等を利用した食の支援を行い、個別のケースとして継続した支援をします。

# (4)交通遺児援護事業

150 (県社協受託金)

交通遺児を対象に民生委員の協力を得て、激励金・見舞金を通じた援護を 行います。

# (**5) 子どもへの支援** ①地域における子

40(法人運営)

- ①地域における子どもの居場所づくりサポートモデル事業 **≪新規≫** 横浜市社会福祉協議会と連携し、「地域における子どもの居場所づく りの相談窓口」となり、地域主体の子ども食堂等を支援します。
- ②地域における子育て支援団体との連携 子育て支援連絡会へ参画するとともに、各地域における子育て事業を 支援します。

1,063 (参加費) (共同募金配分金)

## (6) 障がい児・者への支援

①学齢障害児余暇支援事業の実施

障がい児の社会参加と家族のレスパイトを目的として実施します。

- ○南区社協と共催し、特別支援学校や養護学校等関係機関との連携による夏休み余暇支援事業「サマーフレンド」の実施(8月上旬) ※対象:重度心身障がい児及び肢体不自由児
- ○区内地域ケアプラザと共催、磯子区障害者地域活動ホーム、南部地域療育センターの協力による余暇支援事業「ド・レ・ミ!」の実施 ※対象:区内在住または在学の、知的・発達障がいのある小中学生
- ○余暇支援事業「なつとも@いそご」の実施(7月下旬~8月上旬) ※対象:重度心身障がい児及び肢体不自由児、知的・発達障がい児
- ○区内の関係機関が実施する知的・発達障がい児を対象とした た余暇支援事業への協力
- ②地域向け発達障がい理解の啓発 <再掲>
- ③障害者後見的支援事業への支援 <再掲>
- ④会議、連絡会等
  - ○学齢障害児余暇支援連絡会の開催(年2回程度) 「いそご地域活動ホームいぶき」とともに事務局運営を行います。
  - ○自立支援協議会定例会および事務局会議の運営(各年3回)
  - ○自立支援協議会テーマ別検討会の運営
  - ○発達障害児・者地域支援ネットワーク連絡会(年6回)等への参画
- ⑤「磯子地区ふれあい運動会」の共催 主に区内在住・在勤・在学の障がい児者とその家族、および磯子地区 在住のひとり暮らし高齢者を対象に、のびのびとプログラムなどを 楽しんでいただきます。
- ⑥障がい児・者の理解啓発促進
  - ○災害時の備えとして、緑と黄色のバンダナの配付、地域への普及・ 啓発を行います。≪新規≫
  - ○障がい児・者が地域で安心して暮らすことができるよう関係機関と の連携を図る「セーフティネットプロジェクト横浜」を推進します。
  - ○障害者週間(12月3日~9日)に合わせて障がい福祉への理解促進 を広く図ります。

# (7) 高齢者への支援

年末たすけあい運動の一環として、民生委員児童委員の協力のもと、 区内の寝たきり高齢者やひとり暮らし高齢者へ年末たすけあい募金の配分 を行います。(12月) 3, 249 (共同募金配分金)

# (8)災害被災者・行旅病人への支援

1 4 5 (共同募金配分金)

- ①たすけあい福祉資金の支給 火災や風水害等対象被災者へ見舞金を支給します。
- ②行旅病人への支援 困窮している行旅病人等に対し援護費を支給します。

#### 7 広報啓発事業の充実

単位:千円 (主な財源)

幅広い福祉保健活動の情報を区民に発信・提供し、福祉の啓発を推進していきます。ま た、本会会員・関係機関との連携や、色々な媒体を有効活用し効果的に情報を提供できる ように強化していきます。

# (1)社会福祉大会の開催

(共同募金配分金)

「地域の福祉を担う地域資源、人材を育てる」ことをテーマに、社会福 祉功労者(技術及び労力奉仕、金品寄贈功労)表彰の実施や福祉団体の取組 みを紹介します。また、「スイッチON磯子」のPRを行い、広く福祉保健 活動への理解推進を図ります。

## (2)広報誌「福祉いそご」の発行、地域情報紙への掲載

3.033 (共同募金配分金)

福祉情報や地域の活動を周知、広報するため、小冊子を発行、紙媒体へ 記事を掲載します。

- ○年2回発行(10月、3月)、全戸配布します。
- ○区民の幅広い意見を反映した魅力ある紙面編集を行うため、区社協会 員各分野からの編集委員による広報紙編集委員会を開催します。 (年4回)
- ○よりタイムリーな情報を提供するため、地域情報紙に記事を載せ、 周知に努めます。(年2回)

# 4 5 4

# (3)ホームページの充実 (URL http://www.isoshakyo.com/)

区社協ホームページを通して、地域の活動や福祉に関する情報を発信し ます。

- ○個人情報保護方針やアクセス・閲覧のしやすさに配慮したホームペー ジ運営を行います。
- ○地区社協のページにおいて、地域の独自性を活かした地区社協活動に ついてタイムリーに広く紹介します。

(共同募金配分金)

# 8 会員活動の推進と運営基盤の強化

単位:千円 (主な財源)

本会会員それぞれが組織課題や地域課題を解決するため、会員相互の課題解決力や会員の持つ専門性を活かした取り組みを行います。また、法令を遵守した適正な法人運営を行うとともに、質の高いサービスの提供、事業経営の透明性を高めていきます。

(1)部会(分科会)活動の推進 ≪拡充≫ 共通課題の解決や事業推進についての協議、あるいは法人運営、事業実施に係わる事項を検討します。また、部会(分科会)活動を通じて会員相互の交流を図ります。また部会活動、分科会活動の活性化に向けた取組を検討します。 ○部会(各2回~3回程度) ・地域福祉関係団体部会 ・当事者団体部会 ・専門機関部会 ○分科会(各4回程度) ・地区社会福祉協議会分科会(再掲) ・ボランティア・市民活動関係分科会等 ○会員向けに部会単位または全会員対象にニーズに即した講座・研修会等を開催します。	965 (正会費) (参加費)
(2)社会福祉法人の支援 《新規》 本会の社会福祉法人会員のガバナンス強化や地域貢献に関する取り組みを支援します。 また各部会・分科会のあり方を検討し活性化に向けた取り組みを推進します。 ①本会の社会福祉法人(施設)会員を対象としたガバナンス強化に関する研修会を開催します。 ②本会の施設会員の地域貢献活動の事例を専門機関部会で共有し、取組について検討します。	5 O (正会費) (参加費)
(3)会員の拡充 区社協の根幹となる会員組織を充実させ、経営基盤の強化を図ります。 ①会員未加入施設・ボランティア団体等へ会員加入を積極的に働きかけます。 ②企業・関係機関等に対し、賛助会員への協力の呼びかけを強化します。 ③会員の区社協事業への参画を図り、協働して福祉を推進します。	9 (賛助会費)

372 (4)適正な法人運営 (法人運営) ①理事会、評議員会等の開催 ○理事会(年6回程度)、評議員会(年4回程度)、監事会(年1回) ○委員会 ・評議員選任・解任委員会の開催 ・企画委員会(年2回) ・広報紙編集委員会(年4回程度) <再掲> ・区社協助成金等運営・配分委員会(年2回程度) <再掲> ・ボランティアセンター運営委員会(年2回程度) <再掲> ②ご意見箱の設置や、一定期間の窓口満足度調査実施による利用者の意 見を尊重したサービスの改善・向上に努めます。 ③「横浜市個人情報の保護に関する条例」並びに「社会福祉法人横浜市 磯子区社会福祉協議会が保有する個人情報の保護に関する規程」に基 づき、個人情報の保護に努めます。 また、定期的な自己点検を行うほかに、日常の取り組みとして、各業 務にて取り扱う個人情報の確認を行うとともに、ファイルや電子デー タについても個人情報に配慮した適切な保存を行います。 ④「磯子区社会福祉協議会苦情解決規則」に基づき、利用者等の権利を 擁護するとともに区社協が実施する事業の質の向上運営の信頼性を高 めるため、苦情の適切な解決を図ります。 苦情受付の仕組みについて窓口に掲示するとともに、ホームページに もご意見メールを設置し、苦情や意見を出しやすい環境を作ります。 ⑤「社会福祉法」及び「社会福祉法人横浜市磯子区社会福祉協議会が保 有する情報の公開に関する規程」に則り、適切な情報公開を行います。 ⑥地域福祉の推進を担う社協職員として、市社協人材育成計画に基づく 資質向上を図ります。 (5)福祉基金等財源の有効活用

社会福祉法人制度改革に伴い本会の地域における公益的な取り組みや、第3期磯子区地域福祉保健計画における地区別計画の共通テーマである「身近な地域の支えあい」を推進するために、福祉事業基金等の財源について有効な活用を検討します。

- ①福祉事業基金や寄付金の有効活用の検討
- ②いそごふれあい助成金の見直し
- ③身近な地域の支えあいを推進するための区社協独自の助成制度の創設

# 9 団体事務

地域で活動する福祉団体の事務局を担い、区域における各種民間社会福祉活動を推進します。

- (1)日本赤十字社神奈川県支部横浜市地区本部磯子区地区委員会
- (2)磯子区赤十字奉仕団
- (3)神奈川県共同募金会磯子区支会
- (4)磯子区更生保護協会
- (5)磯子保護司会
- (6) 磯子区更生保護女性会
- (7)磯子区遺族会

# 平成29年度 福祉保健活動拠点事業計画書

# 施設名

磯子区福祉保健活動拠点

# 事業計画

## 1 場の提供について

## (1)場の提供を通した関係性の構築・利用団体支援

地域福祉を推進する"仲間"である利用団体と、日々の貸出業務を通して、互いに課題やニーズを拾い上げられる関係性を構築します。

また、地域支援の推進のため、利用団体の活動内容を把握し、特徴に応じた個別ニーズの仲介をするとともに、区域ニーズや地域傾向・課題等を共有し、連携を深めます。

なお、新規登録団体に対しては、活動安定化のための相談を受けるほか、利用調整 会議などにおいて他団体と交流できる機会を設けます。

### (2)福祉保健活動拠点の利用促進に関すること

前年度利用実績を上回る利用件数と利用率を目標として、利用率が著しく下がる夜間や日祝日に特化したPRを行い、利用実績の向上を図ります。

平日	目標(利用件数)		目標(利用率)			
(244日)	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
団体交流室	120	130	60	49.2%	53.3%	24.6%
多目的研修室	130	140	20	53.3%	57.4%	8.2%
点字製作室	100	120	20	41.0%	49.2%	8.2%
録音室	100	120	20	41.0%	49.2%	8.2%
対面朗読室	110	130	20	45.1%	53.3%	8.2%

土	目標 (利用件数)			目標(利用率)		
(49日)	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
団体交流室	30	30	6	61.2%	61.2%	12.2%
多目的研修室	30	30	6	61.2%	61.2%	12.2%
点字製作室	20	20	6	40.8%	40.8%	12.2%
録音室	12	12	6	24.5%	24.5%	12.2%
対面朗読室	30	30	6	61.2%	61.2%	12.2%

日祝	目標(利用件数)		目標(利用率)			
(66日)	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
団体交流室	12	12		18.2%	18.2%	
多目的研修室	12	12		18.2%	18.2%	
点字製作室	12	12		18.2%	18.2%	
録音室	12	12		18.2%	18.2%	
対面朗読室	12	12		18.2%	18.2%	

### (3)福祉保健活動拠点のサービスの向上に関すること

利用調整会議やご意見箱の設置(館内およびホームページ)、窓口満足度調査などを通して、福祉保健活動拠点(以下、「拠点」と言う。)のサービスについての意見や要望を受け付ける仕組みを複数設けます。いただいた意見や要望については、優先度を考慮しながら利用団体と調整し、必要に応じてサービスに反映させます。

また、職員が積極的に接遇の向上に関する外部研修等を受講し、他職員に伝達することで、職員全体のスキル向上を図ります。

障害当事者団体に対しては、ハード・ソフト両面から障害特性に配慮したサービスの提供に努めます。

### (4)利用調整会議等の開催

円滑な利用及び利用促進・ボランティア活動の安定化を図るため、利用調整会議等 を開催します。また、活動者のネットワーク形成、団体化・組織化をサポートします。

開催実績	1 回
参加団体数	1 7 団体

## 2 ボランティア業務

### (1)ボランティアに関する情報収集、分析、計画立案

- ・拠点の設置されている磯子区の高齢化率は 25%を超えています。その一方で大型マンションが建設され、子育て世代の転入も多く見られます。このような状況の中で誰もが安心して生活できる地域社会の構築を図るため、福祉・保健活動の場の提供に加え、活動者(ボランティア)の育成、活動支援、ボランティアへの理解を深めるための事業等を実施します。
- ・個人からの依頼内容を見ると、高齢者や障害児・者の外出や通院、通学の付き添い 依頼が増加傾向にあるため、外出付き添いボランティアの養成・理解促進のための 講座等を実施します。また、平成28年度に引き続き、認知症サポーター養成講座 受講済みの地域住民に対し、その後のボランティア活動支援や活動場所の提供を行 う「いそごオレンジボランティア」について、区高齢・障害支援課と区内地域ケア プラザと連携をとりながら推進します。

## (2)ボランティアに関する広報、情報提供

- ・ボランティアセンターに寄せられたニード(ボランティア依頼内容)等をまとめた 「ボランティアニード情報」を発行し、個人登録者、施設等へ送付します。
  - ※年4回(4月、7月、10月、1月)および臨時号として随時発行 ※各600部
- ・磯子区社会福祉協議会(以下、「区社協」と言う。)広報紙「福祉いそご」を活用し、 拠点ならびにボランティアセンターの周知を図ります。また、地域情報誌への掲載 を年2回別途発行します。

※区社協広報紙は年2回(10月、3月)発行、各71,000部(全戸配布)

- ・ホームページや市ボランティアセンターからのボランティア情報メール配信サービス(登録制)による最新のボランティアニード情報・講座情報等の情報発信を行います。(URL http://www.isoshakyo.com/)
- ・拠点各フロアにパンフレットラックを設置し、最新のボランティア情報や地域のイベント情報の提供を行います。また、掲示方法や内容を検討し、既存のグループや団体の活動内容等を紹介していきます。

## (3)ボランティアに関する相談、紹介

ボランティアに関する相談

ボランティアコーディネーターを配置し、ボランティアを必要としている人の相談やボランティア活動をしたい人の相談、その他ボランティアに関する相談に応じるとともに、情報提供を行います。

- ・ボランティア活動希望者の登録と、具体的なボランティア活動先の紹介を行います。 また、ボランティア活動保険について説明・手続きを行います。
- ・福祉施設などでボランティアを探している方と、ボランティアセンター登録者(個人・団体)をコーディネートします。また、初回の活動にはコーディネーターが依頼先へ同行し、活動内容や条件を相互に確認します。
- ・地域ケアプラザ等の関係機関に紹介する際は、事前に相談内容の情報を提供する等、 サービスの向上を図ります。

### <目標>

• 登録人数

	個人	団体
新規	3 0	5
累計	4 0 0	6 5

• 依頼件数 340

·紹介人数 370

・調整数 300

### (4)ボランティアに関する育成・支援・講座開催

- ・新たな活動者(ボランティア)の発掘と育成を目的に、区内の施設やボランティア グループと連携し講座(精神保健福祉ボランティア入門講座など)を開催します。 その他、ボランティアニードをふまえた講座を適宜開催します。
- ・活動上の課題解決や情報共有を目的にボランティア交流会を開催します。
- ・区ボランティアグループ連絡協議会の定例会に参画し、連携強化と活動への支援を 行います。

## 3 他の関連組織とのネットワーク

### (1)関連組織及び地域との連携

拠点の運営においては、単なる活動場所の提供にとどまらず、団体の活動内容や活動上の課題を把握・支援し、団体同士の連携・ネットワークによる更なる活動の展開などを目指します。

利用調整会議を開催し、利用団体の情報把握や拠点利用上の意見や要望を伺うとともに、団体同士が知り合える機会を提供します。その他、日頃の関わりから関係性を築き、活動上の課題を把握し、支援の方向性を探ります。

また、区社協が会員組織である強みを活かし、部会、分科会、委員会等を通して 福祉的課題の解決に向けた検討を行うとともに連携を図り、拠点の目標実現に取り 組みます。

## (2)地域の福祉保健課題への理解と協力

子どもの貧困に向けた対策として、地域における子どもの居場所づくりサポートモデル事業のモデル区として、区役所や横浜市社会福祉協議会(以下、「市社協」と言う。)と連携して「地域における子どもの居場所づくりの相談窓口」としての機能を果たします。その他、地域主体の担い手育成等の場として課題に取り組みます。

### 4 その他

### (1)職員体制、育成

拠点の運営について、主に携わる職員を常勤1名、非常勤5名(ボ ランティアコーディネーター2名、夜間担当職員3名)を配置し、シフト勤務によ り拠点管理、ボランティア相談等に対応します。

常勤職員の採用・配置については、市社協が一体的な人事管理を行っているため、他区の区社協や地域ケアプラザ等での地域福祉の実践経験がある人材の配置が可能です。

また、各部屋の利用予約やボランティア保険の受付については、拠点担当のみならず、全職員が同じ水準で対応できるよう、受付マニュアルの整備や日々のOJTにより、知識の向上を図っており、今後も継続していきます。

### 5 施設の適正な管理・運営について

## ア 施設の維持管理について

「横浜市福祉保健活動拠点条例」「横浜市福祉保健活動拠点条例施行規則」に基づき、ご利用いただく方が安心して快適に利用できるように、保守管理・点検・防犯警備等の充実を図ります。

## <開館時間>

平日、土曜日:午前9時~午後9時

日曜日、祝日、第4月曜日:午前9時~午後5時

※12/29~1/3をのぞく

### <建物・設備の保守点検、小破修繕>

利用者の方に気持ち良くご利用いただけるよう外部専門業者に点検管理を委託します。また、職員が諸室及び備品を随時確認し、修繕等の早期発見と対応に努めます。

・空調設備保守点検 年4回(ポンプ保守点検を含む)

・電気設備保守点検
 ・昇降機保守点検
 ・自動ドア保守点検
 ・消防設備保守点検
 ・害虫駆除保守点検
 ・空気環境測定
 年7回
 年24回
 年4回
 年5回

なお、施設の老朽化に伴い、施設修繕や備品更新について中期的な計画を作成し、 計画的な更新を行います。

### <清掃業務について>

施設内が清潔に保たれるよう清掃業者に日常清掃や定期清掃を業務委託するほか、 職員による清掃も適宜行います。業者による清掃は次のとおりです。

・日常清掃 毎日2回(第4月曜日は除く)

•定期清掃 床面 :月1回(第4月曜日)

カーペット清掃:年2回 窓ガラス清掃:年2回 照明器具清掃:年1回

#### <警備業務について>

建物全体で警備会社と機械警備委託契約を締結し、施設内の安全確保に努めます。

### イ 苦情受付体制について

### <苦情受付体制・方法>

区社協の苦情解決規則、苦情相談対応マニュアルに沿って対応します。責任を明らかにするため、区社協事務局長を苦情解決責任者、職員1名を苦情受付担当者に任命し実務に当たります。

### <苦情への対応手順>

苦情が発生した際は、苦情受付担当者-苦情解決責任者-市社協における苦情解決調整委員という流れで対応します。(苦情解決調整委員は、法律・福祉・人権の各分野の方に依頼し、苦情解決責任者が対応できなかった場合の対応や苦情解決にかかわる助言をいただき、円滑な解決、サービスの改善に努めています。)

### <苦情解決の仕組みに対する利用者への周知方法>

苦情解決についての案内及び苦情受付担当者、苦情解決責任者を示す掲示を拠点内に行うとともに苦情対応状況については拠点内に掲示するほか、区社協事業報告及びホームページにて周知します。

また、利用者が意見や要望等を述べやすいように館内及びホームページ上にご意見箱を設置します。

### ウ 緊急時(災害・事件・事故等)の体制及び対応について

<連絡体制、マニュアルの整備状況等>

「リスク管理・拠点管理運営マニュアル」「危機対応マニュアル」「緊急連絡網」を 整備し、災害発生時などの緊急時の連絡方法を定めます。

また、「業務継続計画」を整備し、災害発生時の緊急対応や復旧させる業務の優先順位をあらかじめ設定し、早期に全ての業務が再開できるよう、必要な資源の準備や対応方針、手段等を定めています。

### <職員の役割分担>

消防計画に基づき、防火管理者等を設け、火災の予防および人命の安全・被害の軽減に努めます。

また、「リスク管理・拠点管理運営マニュアル」「危機対応マニュアル」により、職員の役割を明確化し、緊急時に備えます。

### <地域や関係機関との連携体制>

磯子区災害ボランティアネットワークと協働して、年1回以上災害ボランティアセンター設置・運営訓練を実施し、災害時のボランティアセンターの円滑な立ち上げおよび運営に備えます。

同一建物にある横浜市磯子地区センターが中心となって「消防計画」を作成・届出しており、相互に連携するための一体的な自衛消防隊を組織し、磯子地区センターおよび隣接の地域ケアプラザとは合同で年2回防災訓練を実施するほか、災害時の行動について相互の対応の確認をするとともに、連携の強化を図ります。

### <事故防止への取組>

ヒヤリハットや他施設で発生した事故情報を共有し、館内の点検により事故を未然に防ぐ取組を継続的に行います。専門業者による建物・設備の保守点検や警備業務により、不備があった際は早急に対応します。

また、日常的に職員が館内を点検し、緊急時に事故がないように備えます。利用調整会議開催時に利用団体や利用者へ避難経路の説明や救急法講習会を開催します。

## エ 個人情報保護の体制及び取組について

### <マニュアルの整備状況>

個人情報保護基本法や横浜市個人情報保護に関する条例に基づき策定されている区社協の「個人情報取扱マニュアル」により、適切に個人情報を管理・使用します

また、個人情報保護方針をホームページ上に掲載するとともに施設内に掲示します。

### <職員への周知>

市社協が実施する研修に参加するとともに、全職員に対し、職員会議等を通じて意識啓発を行います。

#### <日常の取組>

市社協・区社協における情報の取扱に関する事故事例の共有と予防策の検討を行います。

個人情報の保管については、文書等は専用のロッカーで施錠管理し、パソコンはワイヤードロックを掛け、パスワードを設定しています。業務上、伝達する必要がある際は、個人情報が表出しないよう回覧しています。不要になった個人情報についてはシュレッダー処理や融解処理を行い、個人情報保護に努めます。

### オ 環境への配慮及び取組について

<ゴミ発生抑制に関する取組>

ョコハマ3R夢プランの推進のため、適切な分別によりゴミの少量化に努めます。 また、Co-Do30の方針に則り、施設運営の省力化を進めます。拠点各室には ゴミ箱を置かず、利用者にゴミの持ち帰りを徹底し、ゴミ減量化を積極的に進めます。

<再利用・再使用・リサイクルに関する取組>

職員間の情報共有はネットワーク上で行うなどペーパーレス化を図り、ヨコハマ3R夢プランに基づき、廃棄物のリデュース(発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用)に努めます。

コピー用紙や封筒、ファイルなどの紙類を中心に再利用を図ります。

ごみの分別を行い、各種資源ゴミ(紙、プラスチック、缶・瓶等)のリサイクルを進めます。ペットボトルのキャップを再資源化する「エコキャップ推進協会」の活動に協力するため、利用団体に呼びかけ、ペットボトルのキャップの回収に努めます。インクカートリッジ里帰りプロジェクトに参画し、使用済みインクカートリッジの回収に努めます。

消耗品等(コピー用紙、コピー機トナーカートリッジ、トイレットペーパー等)の事務用品購入に際しては、リサイクル製品を利用します。

<温室効果ガス排出抑制に関する取組(グリーン購入、室温設定等)>

循環型社会の形成のために、再生品等の供給面の取組に加え、需要面からの取組が 重要であるという観点から、グリーン購入を心がけます。

また、「季節に合うライフスタル」として、主に夏場に空調の適切な温度設定や軽装での業務を行うなど、省エネルギー実践むけた取組を実施します。